資料４

病床機能報告における休床の報告について

沖縄県保健医療介護部医療政策課

従前より、各地区の医療提供体制協議会において、病院及び有床診療所の休床の状況が医療提供体制を検討していく上での課題として挙げられてきました。そのため、令和７年 11 月 20 日付保医第 754 号「病床の稼働に係るアンケート調査へのご協力について（依頼）」にて、病床の稼働状況について調査をさせていただいたところです。今後も定期的な把握が必要であるため、以下の事項にご留意の上、病床機能報告において適切に休床の報告を行っていただくようお願い申し上げます。

1. 留意事項

- 許可病床数には、休床中の病床も含めてご報告下さい。
- 休棟中の病棟であっても、許可病床として一般病床・療養病床を有する場合は、「病棟票」の作成が必要です。
- 休棟中であって医療機能の選択が困難である場合には、「５．休棟中（今後再開する予定）」、「６．休棟中（今後廃止する予定）」の中からご選択ください。
- 病棟の一部が休床している場合、看護体制のない病床を別病棟としてまとめ、休床として報告してください（医療機関機能・病床機能報告制度の FAQ について（令和８年度掲載））。

> 例）50 床の A 病棟で 30 床が稼働中、20 床が休床中の場合
> ⇒ 病棟票を２つ作成。
> 30 床について、稼動中の病棟として病床機能や稼働状況に基づいて報告
> 20 床について、休棟中として報告。

2. 期限

令和８年 12 月 11 日

（参考）病床の稼働に係るアンケート調査結果　令和７年７月１日時点で半年以上休床となっている病床数

	（回答のあった）病床数	休床数	休床率
北部	1,764	91	5.2%
中部	5,829	274	4.7%
南部	8,869	395	4.5%
宮古	611	50	8.2%
八重山	464	0	0.0%
合計	17,537	810	4.6%